公　　告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。
令和8年10月28日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長　樗木　等

1　入札に付する事項

（1）委　　託　　名　「医薬品在庫管理業務(SPD)委託」
（2）業務委託の仕様等　入札条件書および医薬品在庫管理業務(SPD)委託仕様書による。
（3）委　託　期　間　令和９年４月１日 ～ 令和１１年３月３１日
（4）履　行　場　所　佐賀県医療センター好生館
（5）入　札　方　法　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

2　入札参加資格

（1）地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第２条第５項に該当する者でないこと。
（2）会社更生法（平成１４年法律第１７２号）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（3）開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形または小切手を不渡りした者でないこと。
（4）佐賀県内に事業所を置く者であること。
（5）佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止措置若しくは指名停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
（6）過去５ヶ年の間に一般病床数が２００床以上の医療機関との間で物品在庫管理業務委託契約を行い、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
（7）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
② 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
③ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3　入札者に求められる義務

（1）入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添付のうえ、令和８年１１月５日（木）１７時１５分までに好生館財務課契約係に持参または郵送（宅配便も可）すること。
（2）入札参加資格の確認結果は、提出された書類を審査のうえ、令和８年１１月９日（月）までに通知する。
（3）提出した関係書類等について説明を求められた場合は、これに応じること。

4　関係書類の交付方法

令和８年１０月２８日（水）から令和８年１１月５日（木）まで、好生館ホームページに掲載する。

5　入札及び開札の日時並びに場所

（1）　日　時　　令和８年１１月１３日（金）午前１０時００分
（2）　場　所　　佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原４００
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館　２階　応接会議室AB
（3）入札方法　　入札参加資格者の直接持参による入札

6　その他

（1）契約保証金
契約締結の際に、契約金額の１００分の１０以上に相当する金額を納付すること。ただし、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第１８条第１項第３号に該当するときは免除される。
（2）入札の無効
次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
① 参加する資格のない者
② 当該入札について不正行為を行った者
③ 入札書の金額、氏名および印影について誤脱または判読不可能なものを提出した者
④ １人で２以上の入札をした者
⑤ 代理人でその資格のない者
⑥ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
（3）入札の中止
次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。
① 入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

② 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないとき。

（４） 契約書作成の要否　　要

（５） 契約者および契約額の決定方法

① 予定価格の制限の範囲内で申込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、申込みをした価格が低い者からから順に交渉順位を付する。なお、最も価格の低い者が２人以上あるときは、再度入札（第１回目を含め２回を限度）により上位の交渉権者を決定する。

② 交渉権者のうち最も価格の低い者を第一交渉権者とし、その者との交渉により契約額を決定する。なお、交渉が不調となり契約締結の見込みがないと判断した場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行い、契約額および契約者を決定する。

（６） 詳細は、医薬品在庫管理業務（SPD）委託仕様書による。